

4 事後チェックルールの整備

1 情報公開の推進等

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	会計基準 (厚生労働省)	医療法人においても、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、新しい企業会計基準を取り込むことについて早急に検討する。		検討	結論	(厚生労働省) 近年の企業会計基準の動向等を踏まえ、平成14年7月に学識経験者や医療関係者から成る「病院会計準則及び医療法人会計基準の必要性に関する研究班」を設置し、病院会計準則の見直し等を行っているところ。	医療 ウ
(2)	学校の自己点検評価と情報開示 (文部科学省)	自己点検評価や情報提供に関し、学校の積極的な取組を推進し、評価項目や評価手法、情報提供の内容・方法等が適切なものとなるよう、教育委員会等に対し促す。また、外部評価を含む学校評価を促進することを教育委員会等に対し促す。		措置済		「教育」2(3)を参照	教育 イ25b
(2)	大学の情報公開の促進 (文部科学省)	私立大学について、平成13年度から検討されている財務状況の公開に関する具体的な内容や方法等について早期に結論を得て、公開を促進する。その際、学生等に分かりやすい方法や内容について検討し、所要の措置を講ずる。 また、大学は、財務状況に限らず、教育環境(教育方針、教育内容、1教員当たりの学生数等)、研究活動、卒業生の進路状況(就職先や就職率等)など当該大学に関する情報全般を、インターネット上のホームページなどによって積極的に提供する。	検討	措置済		「教育」2(2)を参照	教育 ウ a
(3)	介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 (厚生労働省)	平成14年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応した情報公開を行なうよう周知徹底する。		措置済		「福祉」1(5)を参照	福祉 ア b

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	一部措置済 (10月通知、1月、3月周知)	一部措置済 (3月周知)	必要に応じて逐次実施	「福祉」3を参照	福祉 工	

2 第三者評価

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1) 保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省) (厚生労働省) (文部科学省)	認可外保育施設を含め、評価対象の拡大など必要な見直しの検討に向けて事例の収集に着手する。		措置済		「福祉」2(6)を参照	福祉 イ b	
	第三者評価自体の客観性を高めるため、例えば、財団法人こども未来財団が運営する「i-子育てネット」の「保育所一覧」の中で多様な主体による第三者評価が容易に比較できるような仕組みを整備する。		一部措置済	措置	「福祉」2(6)を参照	福祉 イ c	
	地方公共団体や関係団体のホームページ上などで、幼稚園の自己点検評価等の情報が閲覧できるようにする。		一部措置済	措置	「福祉」2(6)を参照	福祉 イ d	
(1) 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 (厚生労働省)	平成14年8月より、介護サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が訪問介護事業者を選択する際に活用できるチェックリストが公表されており、その普及を図るとともに、事業者がチェックリストに対応した情報公開を行なうよう周知徹底する。		措置済		「福祉」1(5)を参照	福祉 ア b	
(2) 第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の導入 (文部科学省)	社会のニーズを反映した客観性の高い認証評価制度を構築するため、民間研究者、外国人研究者、企業関係者などを幅広く評価者に含めるものとする。		措置済		「教育」2(3)を参照	教育 ウ b	

3 苦情・紛争処理

重点の見出し	規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	法的制度基盤の整備 （司法制度改革推進本部及び関係府省） （司法制度改革推進本部、法務省）	a 和解事項の確実な履行確保のための執行力の付与、紛争解決中の時効期間満了を避けるための時効中断（停止）効の付与、苦情紛争処理システムと裁判手続との連携強化等について、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争処理）に関する基本法としての立法化も含めて必要な方策を検討し、所要の措置を講ずる。		検討	措置	（司法制度改革推進本部） ADR検討会において、総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討中。	法務 ア a、 I T ウ 29b
		b 仲裁に関する法的基盤整備のために、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における検討等の国際的動向を見つつ、仲裁合意の方式、標準的な仲裁手続の在り方、仲裁判断の承認及び執行の裁判等について、所要の法案を提出する。 （第156回国会に係る法案提出）		法案提出	法案成立後、公布		
(1)	情報公開の推進等 （関係府省）	a 苦情及び紛争の再発及び未然防止の役割を期待される苦情・紛争処理機関については、消費者・利用者保護の観点も踏まえ、個人情報保護及び事業者に対する不当な不利益を及ぼす可能性を勘案しつつ、苦情・紛争の再発及び未然防止に資する処理事案の内容等を早期に公開することを検討する。特に、国民の生命 safety に直接かかわる事案については、適時に事案（トラブルの原因究明結果等を含めた処理事案の内容）を公表することを検討する。また、特に罰則が課せられるような重大な違反事例については、個人情報等の合理的な理由がない限り、事業者名の公表措置の活用を検討する。		検討	検討	-	法務 ア a
		b 公益性の高い事案（国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等）については、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、所要の措置を講ずる。		検討	措置		

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	情報交換の推進 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	苦情・紛争処理機関が相互に事案等の情報を共有し、多面的な解決手法を得るための方策を検討するとともに、関係機関等の連携を促進するため、苦情・紛争処理機関等からなる定期的な連絡会議の早期開催に向け、所要の措置を講ずる。		検討・措置		(司法制度改革推進本部) 「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置し、ADRに関する関係機関等の連携を強化するため、当面、関係省庁等が横断的・重点的に取り組むべきと考えられる施策を「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」(平成15年4月10日)として取りまとめたところ。	法務 ア
(2)	苦情処理委員会の活性化 (内閣府)	苦情処理委員会と地方消費者センターとの一層の連携を強化するとともに、苦情処理委員会が取り扱う対象事案の拡大を図るため、各地方公共団体に対して情報提供を始め、所要の措置を講ずる。		検討	措置	(内閣府) 平成14年6月より国民生活審議会消費者政策部会において「21世紀型の消費者政策の在り方」につき検討を行っているところ。 平成14年12月に発表した中間報告では、「(苦情処理委員会に)付託される消費者トラブルはごく少数にとどまっている」と指摘する一方で、「苦情処理の円滑な運営に資するためにも、少数の委員で構成される部会を複数設置することにより機動的な運営体制を整備したり、事案付託のための公益性要件を実質的に緩和する等により消費者苦情処理専門委員会の積極的な運用を図ることが必要である。」と提唱しているところ。	法務 ア
(3)	総合案内窓口の整備 (司法制度改革推進本部及び関係府省)	利用者が苦情・紛争処理機関に関する必要な情報に的確にアクセスできるようにするための方策を検討し、各苦情・紛争処理機関に関する情報(組織、業務内容、過去の実績等)と苦情・紛争処理に関する諸手続等の情報を総合的にとりまとめ、データベース化した苦情・紛争処理に関する総合案内窓口(ポータルサイト等)について、これを各都道府県単位に整備するなどにより全国的な利用を可能とするよう、所要の支援策等を講ずる。		検討・措置		(司法制度改革推進本部) 「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置し、ADRに関する関係機関等の連携を強化するため、当面、関係省庁等が横断的・重点的に取り組むべきと考えられる施策を「ADRの拡充・活性化のための関係機関等の連携強化に関するアクション・プラン」(平成15年4月10日)として取りまとめたところ。	法務 ア、 I T U 29 c
(4)	適正処理のための規範の制定 (関係府省)	上記(1)の法的制度基盤の整備に関する検討も踏まえて、苦情・紛争処理機関がそれぞれの実態に応じて、組織運営規範、紛争処理手続規範、担当者の行為規範を適切に制定し得るためのガイドラインの策定・周知等を含む諸方策を検討し、所要の措置を図る。		検討・措置		(司法制度改革推進本部) 「ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議」を設置し、ADR検討会におけるADRに係る共通的な制度基盤の整備に関する検討状況を踏まえつつ、ADRに関する関係機関等の連携を強化するための諸施策の一環として検討を進めているところ。	法務 ア a

重点の見出し	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
	事項名	措置内容	実施予定時期				
			平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(5)	社会保険労務士の個別労働関係紛争当事者の代理 (厚生労働省)	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することを社会保険労務士の業務に加えることを盛り込んだ社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年法律第116号、平成14年11月27日公布)の円滑な施行を図る。		適宜実施		「雇用」4(2)を参照	雇 工